

組織検討委員会 規程

(目的)

第1条 組織検討委員会（以下、委員会）は、一般社団法人日本保育学会組織検討委員会規程に定められた一般社団法人日本保育学会の事業および事業に関する予算や組織のあり方に関する検討を行うことを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、以下の業務に関し検討を行う。

- (1) 学会の規定の改廃に関する業務
- (2) 学会の事業全体の点検や見直しに関する業務
- (3) 学会の財政全体の点検や見直しに関する業務
- (4) 学会各種委員会等、組織全体の運営管理の点検や見直しに関する業務
- (5) 他学協会等との関係等、対外的な業務
- (6) その他、学会の事業および事業に関する予算や組織のあり方の検討に関し必要な

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 4名

第4条 委員長および委員の選出

1. 委員長は、会長が務める。
2. 委員は、副会長2名、会計担当理事、事業担当理事の計4名がこれにあたる。
3. 委員の任期は、会長の任期と同一とする。
4. 各種委員会委員長は、必要に応じて、委員会に出席することができる。

(職務)

第5条 委員長および委員は、次の業務に従事する。

- (1) 委員長は、委員会の業務を統括する。
- (2) 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- (3) 委員長は、委員会での検討内容を理事会に報告する。
- (4) 委員は、委員長の指示の下、業務に当たる。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、全委員の出席を原則として開催される。

2. 委員会に出席できない委員は、事前に審査内容についての意見を文書で委員長に提出する。

(会議録の作成)

第7条 委員会会議録は、事務局で作成し、学会事務局に保存する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学会事務局員の協力を得て行う。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則 本規程は、令和5（2023）年4月15日から施行する。